

会 議 録

1 会議名

第2回上越市自立支援協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 挨拶（公開）

(2) 議事（公開）

ア 地域生活支援拠点等運営事業者の指定状況について

イ 専門部会について

ウ 意見交換

(3) その他（公開）

3 開催日時

令和元年9月12日（木） 午前10時から午前11時3分まで

4 開催場所

上越市役所 401 会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：片桐会長、福山副会長、田原委員、平原委員、難波委員、石田委員
渡部委員、藤田委員、川澄委員、田口委員、飯塚委員、山川委員
(欠席：高橋委員、飯田委員、井部委員)
- ・ 事務局：大山健康福祉部長
福祉課 北島課長、大瀧副課長、阿部主任

8 発言の内容（要旨）

(1) 挨拶

(2) 議事

ア 地域生活支援拠点等運営事業者の指定状況について

- ・資料1に基づき事務局説明

イ 専門部会について

- ・資料2及び資料3に基づき事務局説明

ウ 意見交換

片桐会長：事務局からの説明に対し、意見や質問などがあればお願いしたい。

田原委員：上越市社会福祉協議会は、9月1日付で地域生活支援拠点等運営事業者の指定を受けたところであり、法人の中で何ができるか検討を進めているところである。今後、地域生活支援拠点等運営事業者の指定を受けた他の法人や市と連携するための協議の場を設けられると良いと考えている。

「医療的ケアを必要とする重度障害児者と中軽度障害児者の利用区分に係る運用上の基準」について、現在受け入れを行っている利用者への影響が懸念されるため作成しないとのことだが、具体的にどんな影響が考えられるのか教えてほしい。

阿部主任：統一的な基準において、現在の利用者が受け入れの対象とならなかった場合に、その利用者への対応はどうしたらよいかという別の問題が生じ、現場が混乱するおそれがあるため、作成しないこととしたものである。

渡部委員：現在、県のガイドラインでは、学校の看護師は人工呼吸器を一切取扱うことができないとされている。人工呼吸器があれば、1日学校で過ごすことができる生徒もいるが、学校の看護師が人工呼吸器を取り扱えないために、保護者が毎日付き添っていなければならないという現状がある。こうしたことを受け、保護者に代わり第三者が人工呼吸器を取り扱うことができるという県の許可を、夏期休暇期間中に取ることができた。これから上越特別支援学校において、試験的に運用を始めるところである。全国的に医療的ケアを必要とする子どもへの教育を保障するための取組が進んでいるため、保護者の負担を軽減できるよう、県に要望していきたい。

人工呼吸器を取り扱っている施設があれば、放課後はその施設で過ごすことができる子どもが増えると思う。そういった施設は市内にどの程度あるのか。

また、「医療的ケアを必要とする重度障害児者と中軽度障害児者の利用区分に係る運用上の基準」について、具体的に何が作成の支障になっているのか教えてほしい。

大瀧副課長： 基準を作ってほしいという意見は、昨年度福祉団体から市に対して寄せられた要望の一つである。この要望の詳細を聞いたところ、ある事業所において、看護師が退職してしまったため、医療的ケアを必要とする障害児者を受け入れることができなくなってしまったことから、統一的な受入れ基準を作り、事業所で受け入れられる範囲を市から決めてもらいたいとのことであった。

介護保険の施設や日中デイサービスでは、看護師の配置が必須となっているが、障害福祉サービス事業所では看護師の配置が必須とされていない事業所が大多数である。看護師が不足している現状の中では、障害福祉サービス事業所に新たに看護師を配置してもらうよりも、基準該当施設を利用してもらう方がよいのではないかと考えている。こうしたことから、「障害福祉サービス施設ハンドブック」に対応可能な医療的ケアや看護師等の配置状況等を掲載することとし、重心・医療ケア部会において議論を始めたものである。

平原委員： 上越福社会も、9月1日付で地域生活支援拠点等運営事業者の指定を受けたところであり、法人の中でもどういう体制で運営していくかを更に議論しているところである。また、指定を受けた他の法人との連携も考えていかなければならないと考えている。利用者の立場に立てば、各拠点においてある程度統一的な対応であった方がよいのではないかと思うが、各法人において対応できることと対応できないことがあるので、法人同士が協議する場を設けてもらいたい。子どもの居場所について、現在働いている保護者が多いと感じている。保護者は子どもを預けてそのような中、特別支援学校の生徒が放課後安心して過ごせる場所を作っていくことは大きな課題である

と感じているので、子どもの居場所検討部会において、ぜひ議論していただきたい。

難波委員：現場の意見を踏まえて今後の方向性等を議論することがこの協議会の役割であると思う。重症心身障害児者の対応を行っている最前線の現場の職員の意見を聞く機会を作ってほしい。

医療的ケアを必要とする子どもの基準該当施設での受入れについて話があったが、就労支援においても若年性アルツハイマーの人を基準該当施設で受け入れてもらったことがある。その人の感想を聞くと、子どもは子どもを対象とした施設で受け入れた方がよいのかもしれないと感じた。

石田委員：今回3つの法人が地域生活支援拠点等の指定を受けたとのことであるが、こうした取組が更に広がってほしい。それぞれの法人が強みを生かし、連携することで更に良い取組になると思う。

田口委員：地域生活支援拠点等の整備を進めることで、切れ目のないケアを提供できる体制がこれまで以上に整うと考えてよいか。また、拠点等の機能を一部担えない法人がある場合、市として何らかのサポートを行うのか。

学校の看護師を目指す学生は多いが、待遇面などの問題から、最終的に学校への就職に至らない場合が多いと感じている。

大瀧副課長：当市における地域生活支援拠点等に必要な機能については、前回の会議の中で説明させてもらったところであり、「相談」や「緊急時の受入・対応」などの機能を全て担う必要がある。今回指定した法人は「面的整備型」であり、同一法人内で拠点等に必要な機能を全て担うことができ、一括的な支援体制が整っていると考えている。

なお、当市においては、1つの法人で拠点等に必要な機能を全て担うことができない場合、他の法人と連携して必要な機能を確保する「面的整備型」も認めている。

藤田委員：大杉の里においても、地域生活支援拠点等の指定を受けたところであるが、地域生活支援拠点等の運営においては、地域で施設を持っている他法人や事業所との連携が課題になってくると考えている。

その中でも、特に医療機関との連携は、夜間を含めてどう対応していくか、今後関係機関と相談していきたいと考えている。

市内における特別支援学校は全て県立であり、上手く連携していくことができるのか、不安を感じる。また、上越市はインクルーシブ教育を行っているが、自分としては実態と乖離があるのではないかと感じており、特別支援学級の利用の在り方も含め、検討してもらいたい。

重症心身障害児者への取組について、地域医療センター病院においても受入れを行ってもらっているが、当事者団体としてはもっと利用すべきと考えており、当事者と病院が協議を行いながら、より良いものにしていくことが大切であると考えている。

飯塚委員： 重心・医療ケア部会に参加しているが、「障害福祉サービス施設ハンドブック」を利用者目線で検討することは重要なことだと考えている。

日常的に人工呼吸器を使用している子どもの保護者から、2台目のたんの吸引器を購入したいとの話を受け、使える補助制度がないか確認したが、本人がある程度の年齢にならないと補助の対象とならないことが分かった。こうした制度の狭間や枠組みから外れた人の困り感を積み上げていくことがサービスの提供につながっていくのではないかと思うので、協議会の中でもそうした意見をたくさん聞いていければよいのではないかと思う。

川澄委員： 自分が通うデイサービス施設では、放課後等デイサービスも提供しており、子ども達にいろいろなことを教えている。市内に放課後等デイサービスを提供する施設はどのくらいあるのか。

デイサービス施設で行われる行事の景品は、かなやの里やつくし工房にお願いしており、今後も知的障害のある人や精神障害のある人との関わりも持っていきたいと思っている。

大瀧副課長： 障害福祉サービスには、療育を目的とした放課後等デイサービスや預かりを目的とした日中一時支援というものがある。専門部会で議論しているのは、放課後等デイサービスであるが、療育ではなく、

預かりを目的として頻回に利用する場合があります、課題となっている。放課後等デイサービスや日中一時支援を提供する事業所は、市内にそれぞれ10か所程度ある。

山川委員： 地域生活支援拠点等の「面的整備型」について、資料1には「複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する」と記載があるが、「地域生活支援拠点等運営事業者一覧」を見ると、他法人との連携なしとなっている。これはどのように理解したらよいか。

放課後等デイサービスの目的については、保護者にもしっかり説明して理解してもらいたいと思う。しかしながら、子どもに関する課題には、保護者の就労保障の問題や児童の送迎といった移動の問題もあるので、一体的に検討を進めることも必要ではないかと思う。

大瀧副課長： ここでいう「連携」とは、1つの法人で拠点等に必要な機能を全て担うことができない場合、他の法人と連携して必要な機能を確保するという意味であり、今回指定した3法人については、同一法人内で拠点等に必要な機能を全て担うことができるため、他法人との連携なしとなっている。今回指定した3法人に所属する委員からの意見にもあったとおり、短期入所施設が満室になっている場合などは法人間で連携をしていくことが必要になるので、市としても調整会議のような場を設けたいと考えている。いずれにしても、まずは1か月程度、各法人において拠点等を運営していただく中で、実態や課題を把握し、指定した3法人等とも情報共有を図りながら、しっかりしたサービス提供体制を構築したいと考えている。

福山副会長： 「医療的ケアを必要とする重度障害児者と中軽度障害児者の利用区分に係る運用上の基準」について、田原委員や渡部委員から具体的に何が作成の支障になっているのかという質問があったが、作成の支障になるような具体的な事案があるというわけではないと認識している。また、難波委員から、サービスを提供している現場の職員の意見を聞いてほしいとの意見が出たが、何らかの方法で意見を聞けるよう、今後事務局と協議したい。

重症心身障害児者の短期入所について、上越地域医療センター病院

では、平成 25 年度から空床利用で受入れを始めたところであり、可能な限り受入れを行っているが、全ての需要を満たしているとの認識はない。受入れに当たっては、人的な問題もあるので、病院の立場として今後市と協議していきたい。

重症心身障害児の短期入所の受入れに当たっては、重症心身障害児の対応を行ったことがない看護師も多く、さいがた医療センターに協力いただき、研修させてもらった。看護師の育成という観点では、こういった取組から始めていけばよいのではないかと感じた。

片桐会長：今回 3 法人が地域生活支援拠点等運営事業者指定され、その運営に係る情報は市のホームページに掲載されているが、それ以外の方法ではどのように周知していく予定か。

自分が所属する法人では、通常の放課後等デイサービスを提供しており、重症心身障害児も個々の状況を把握した上で、可能な限り受入れを行っているが、当初は対応可能だったが、病状の進行等により、対応できなくなる子どもが増えてきているように感じている。保護者からのニーズがある中で、看護師から頑張っただけで対応してもらっているが、難波委員の意見にもあったとおり、現場職員との意見交換会や福祉サービス従事者への医療的な研修の実施など、事業者へのフォローアップもないと、対応は難しくなってくるのではないかと感じている。

全国的に医療的ケアが必要な子どもが増えてきているので、上越市においても、そうした子どもは増えているのではないかと思う。事業所では、どこに、どのような人が、どのくらいいるのかは分からないが、可能な限り受入れを行っていく必要はあると思っている。

(3) その他

- ・事務局から事務連絡

9 問合せ先

健康福祉部福祉課

TEL : 025-526-5111 (内線 1150)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。